

20名、日本補綴歯科学会20名、日本口腔外科学会10名、日本歯周病学会10名の開業医60名を選抜したので総合計は228名となる。

なお、歯科衛生実施指導にあたる歯科衛生士は、臨床経験3年以上とし、それぞれの診療施設に所属するものに適宜依頼した。

そのほか、診療の介助者については各診療施設に所属する歯科衛生士、歯科助手などに依頼したがその資格、経験については特に指定はしていない。

2) 調査期間および調査対象者（患者）

調査期間は2004年11月1日から同30日迄の1ヵ月間、上記の診療施設を訪れた患者のうち、典型的な歯科疾患および診療項目を有し、調査の目的を理解、協力の申し出のあった者に依頼し実施した。

なお、診療項目のうち、補綴など診療期間が長期にわたるものについては2004年12月末日まで調査を延長した事例もある。

3) 調査項目

調査項目は社会保険診療報酬の請求項目の上位100位迄とそれに包含される項目とした（表2）。

また、症例は、調査目的に照して、普遍的で典型的な歯科症例を調査者自身の裁量で選択し、本調査の主旨を理解、承諾した患者について実施した。また、とくに格別な配慮を要する患者あるいは症例については除外することにした。しかし、診療の途次で難易症例と判定されるものもあり、その場合の取捨は調査者にまかせ、もし、データに加える場合は症例難易度『b』として備考欄に理由を記載することにした。なお、1人の患者で複数の症例を測定した例もある。

4) 診療時間の測定と評価

- (1) 診療時間の測定は、診療時間の測定区分（表2）に沿って開始から終了まで、調査員が1人の患者に専念して測定した。
- (2) 測定にあたっては歯科医師1名、介助者1名、さらに可能な場合はタイムキーパー1名を加えた体制で行った。
- (3) この診療時間については、分単位で計測し、秒はすべて切り上げとした。
- (4) そのほか、診療項目毎に、時間測定を中断せず、一連の診療行為を通して診療に要した総時間についても測定した。
- (5) 診療中に必要となる技工作業についてもチェアタイムに付随するものとして測定した。なお、通常の内注、外注技工時間はともに測定の対象

外とした。

(6) 歯周処置やブリッジなど歯をグループとして処置する場合は、処置歯数で所要時間を除し、1本あたりの時間として評価した。

(7) ここで挙げた診療項目は、すべての項目について、いわゆる保険点数で評価されていない。そこで保険点数あたりの所要時間を算出する場合は、保険点数評価に対応した複数の診療項目をとりまとめて、その所要時間をトータルして保険点数評価と比較、検討した(表3)。

5) 診療項目の技術度

調査した診療項目には当然ながら、それぞれ技術度(技術的難易度)が存在する。医科系でも各診療項目にはそれぞれの技術度が定められている。そこで、このタイムスタディーにおいても測定する診療項目の各目について、歯科医療外来における技術度として、専門分科会に依頼して数回の検討会議を経て技術度を定めた。

この技術度は、医科系とも整合をとるために、従来、歯科系で採用していた4度分類に替えて、10度分類とした。すなわち、診療項目によって、その容易な方から難易度の高い順にA、B、C、D、Eと定め、それぞれを1、2(軽、重)の2区分とすることにし、相対的評価として定めた(表4)。

- A群 歯科医師であれば誰でもできる行為で、歯科医師の指導、監督下に歯科衛生士でも可能なレベルの項目
- B群 歯科医師であれば誰でもできる項目
- C群 中程度の診療技術を必要とする項目
- D群 やや高度の診療技術を必要とする項目
- E群 さらに高度の専門的トレーニングを要する高い技術を必要とする項目

本調査においては、この技術度とタイムスタディーとの関連についても検討することにした。

6) 調査成績の集計

成績の集計については、日本総合研究所に依頼した。

調査成績

調査で回収できた調査用紙総数は9,664枚であり、調査員1人あたり42.4枚